

スマート農業導入支援事業実施要領

令和3年7月28日

産業振興部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市農業振興関係補助金交付要綱（昭和53年4月1日市長決裁、以下「交付要綱」という。）の別表1に定めるスマート農業導入支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 要綱の別表1に定める補助事業者は、秋田市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市税に未納があるものを除く。

- (1) 認定農業法人
- (2) 3人以上の農業者で構成された団体

2 前項第2号に規定する農業者団体は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 団体の構成員に認定農業者が含まれていること。
- (3) 規約が整備されていること。
- (4) 組織名義の口座があること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件。

3 市が実施するスマート農業の普及・啓発に関する施策に協力すること。

(補助事業の内容)

第3条 補助事業者が、農作業での接触機会を低減する省人化や、作業体制の見直しに必要な機械・設備等を導入し、又は消費者への情報発信機能の充実を図る場合、市はその経費の一部を補助する。

(事業の種類等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業の種類、補助要件、補助対象経費および補助率等は、別表のとおりとし、補助金の額は、千円未満切捨てとする。

2 前項の補助対象経費には、消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される全額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される全額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を含めないものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助事業者は、補助申請に当たり、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) スマート技術等導入事業
ア スマート農業導入支援事業実施計画書（様式1）

- イ 市税の滞納のない証明書
- ウ 見積書の写し
- エ カタログ等の写し
- オ 導入機械等の規模決定根拠
- カ 直近の総会資料（事業活用の決議が確認できるもの）
- キ 構成員の名簿、団体の定款・規約、登記簿
- ク 農業経営改善計画認定書の写し
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) ドローン資格取得事業および情報発信事業

- ア スマート農業導入支援事業実施計画書（様式1）
- イ 事業計画に係る参考資料
- ウ 市税の滞納のない証明書
- エ 農業経営改善計画認定書の写し
- オ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付手続は、交付要綱に定めるところによる。ただし、補助金交付要綱第5条第1項第2号アに定める補助事業に要する経費配分の変更については、補助対象経費の30%を超えない軽微な変更の場合は、承認を要しないものとする。

（事業の推進）

第6条 市は、補助事業者に対し、事業の適正かつ円滑な推進が図られるよう、必要な指導および助言を行うものとする。

（報告）

第7条 補助事業者は、補助金の対象となる事業を完了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて市長に完了届を提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要した経費の領収書等、購入を確認できる書類の写し
- (2) 導入機械の売買契約書および写真（スマート技術等導入事業）
- (3) ドローン資格を証する書類（ドローン資格取得事業）
- (4) 作成後のホームページ全画面を印刷したもの（情報発信事業）
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、本事業の実施年度を含めて3年間、当該年度における事業実施状況報告書（様式2）を、当該年度の4月末日までに市長へ提出するものとする。

（処分制限期間）

第8条 本事業により取得した資産の処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づく農林畜水産業補助金交付規則（昭和31年農林省令第18号）で定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年7月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業の種類	補助要件	補助対象経費	補助率
スマート技術等導入事業	<p>ロボット技術、AI、IoT等を活用した取組により、次の(1)の基本要件を満たした上で、当該作業における次の(2)又は(3)のいずれかの収益性の向上の効果にかかる成果目標を設定し、当該目標の実現が見込まれること。</p> <p>(1) 目標年度における水稲作業面積が15ha以上であること。</p> <p>(2) 生産コスト10%以上の削減</p> <p>(3) 労働時間の10%以上の削減</p>	<p>農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに記載されている、又はこれらと同等以上の機能を有すると認められた以下の機械設備等</p> <p>(1) 自動運転トラクター</p> <p>(2) 直進田植機</p> <p>(3) 自動操舵システム</p> <p>(4) 農業用ドローン</p> <p>(5) その他の接触機会を低減するスマート農機、機械設備</p>	補助対象経費の1/2以内
ドローン資格取得事業	<p>・「ドローン資格取得」とは、民間の認定機関においてドローンの安全な運航管理と操縦技術等の教習を受け、操縦資格を取得することとする。</p> <p>・資格取得後は、農業用薬剤の空中散布に使用するドローン操作に従事するものとする。</p>	<p>(1) 研修機関への入学金</p> <p>(2) 講習の受講料および技能認定証交付料</p> <p>ただし、受講人数は1法人当たり3人までとし、受講回数は1人1回とする。</p> <p>次に掲げる各号については補助対象外とする。</p> <p>(1) 受講場所までの交通費、飲食費、宿泊費等</p> <p>(2) 再受講経費および補講料</p>	補助対象経費の1/2以内 上限100千円/人
情報発信事業	<p>広告宣伝および販路拡大のためインターネット上にホームページ（専らソーシャルネットワーキングサービス、ブログ等の既存サービスを利用したものを除く。）を開設、公開するものであって、次に掲げる要件を全</p>	<p>(1) ホームページ作成委託費用（外部委託の場合に限る。）</p> <p>(2) ホームページ作成ソフトウェアおよびその解説書の購入費用（自主作成の場合に限る。）</p> <p>(3) ドメイン取得費用</p>	補助対象経費の1/2以内 上限200千円

<p>て満たすこと。</p> <p>(1) 法人情報（所在地、連絡先、事業内容等をいう。）が掲載されていること。</p> <p>(2) 当該ホームページが他の者が主催するホームページの一部でないこと。</p> <p>(3) 当該ホームページ以外に同一補助対象者において現に開設し、又は開設していたホームページがないこと。</p>	<p>(4) サーバー利用初期費用</p> <p>(5) その他市長が必要と認める費用</p> <p>ただし、パソコン等設備購入費、通信経費、その他当該ホームページの維持管理に必要となる費用は対象外</p>
--	---